

令和 7 年 8 月 農 業 委 員 会  
定 例 委 員 会 議 事 錄

1. 開始時間 令和7年8月20日（水）

開会 午前 9時30分

閉会 午前 9時44分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階第1会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	天本純子	出
2	黒田和彦	出
3	酒井恵美	出
4	佐藤幸信	出
5	篠原浩二	出
6	田代英毅	出
7	豊増義治	出
8	永渕久雄	出
9	久富正ノ介	出
10	松隈清志	欠
11	松雪昭俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

8番 永渕 久雄 委員 9番 久富 正ノ介 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 王丸 貴将

### 第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地転用事業計画変更承認申請について	1件
議案第3号	農用地利用集積等促進計画について	78件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	3件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	8件
報告第3号	農地法第18条の規定による届出について	4件

### 5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 舟越 健策 王丸 貴将

### 6. その他出席

傍聴者 0名

## 議長

それでは、ただいまより令和7年8月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は10名、10番、〇〇〇〇委員より所用により欠席する旨の連絡があつております。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号8番〇〇〇〇委員と議席番号9番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による転用許可申請について、2件、6筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局より休憩をとの声あり)

その前にちょっと休憩を入れます。

(休憩)

それでは、再開いたします。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

## 事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地転用許可について、所有権移転に係るものについて1件、3筆、使用貸借権設定に係るものについて1件、3筆の申請がございました。

それでは1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、また営農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

## 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

何かございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいですかね。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんのがんばりを求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第1号、番号2の案件につきまして、本件は、貸出人から、経営規模の拡大を考えていた借受人への使用貸借権設定でございますが、借受人につきましては、前耕作者の依頼により交代されております。

借受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2についての説明とさせていただきます。

#### 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ありませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆さんのがんばりを求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地転用事業計画変更承認申請について、1件、1筆でございます。

議案第2号、番号1について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地転用事業計画変更承認申請について、1件、1筆の申請がございました。

議案第2号についての申請の詳細につきましては、本日お配りしております、別冊資料1の農地転用事業計画変更承認申請審査調査書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いします。

この案件につきましては、申請地を営業用の駐車場として転用するため、令和7年5月に農地転用許可を受けたものです。

今回、申請者は、運送業の駐車場として営業を行うためには、駐車場内に事務所の設置が必要であることが判明したことから、上下水道を引き込み、駐車場の一部にトレーラーハウスを設置して事務所として利用するために変更申請をするものでございます。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりでございまして、参考事項の排水計画の雨水は、南北の水路へ放流され、トレーラーハウスから出た排水は下水道に放流される計画となっております。

なお、当申請地では、洗剤等を使用しない簡易的な洗車しか行わないとのことでございまして、その排水についても南側水路にのみに放流される計画となっております。

また、資金計画については、残高証明書が添付をされております。

2ページに位置図、3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、ご参照のほど、お願いいたします。

変更申請の内容については、令和7年5月の許可判断に大きな影響を及ぼすものではないと考えられることから、変更申請は承認し得ると判断をしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

### 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

まず、5月に現地確認をいたしました私より意見を申し上げます。

今回の申請地は5月の定例委員会で許可となりました、○○町に存在する農地です。

申請者は運送業の駐車場として営業を行うためには、駐車場内に事務所の設置が必要であることが判明したため、上下水道を引き込み、トレーラーハウスを設置して、事務所として

使用するために変更申請されたものです。

排水については、トレーラーハウスからの分については下水道に排水されるとの計画を受けております。また、洗車をすることもあるとのことでしたが、その際には洗剤等が使用されず、洗車で出た排水も農地に接続されていない南側水路に放流されるとのことです。

地元区長、生産組合長にも同内容の説明をされており、排水同意書も再度取り直していると聞いております。

以上のことから、今回の農地転用事業計画変更承認申請については、特に問題等はないと思われます。

以上、私のほうから意見を申し上げましたが、他にはございませんか。

○○委員、どうぞ。

#### 7番委員

7番○○ですけど、こういうトラック駐車場とか車関係でけつこう洗車すると思うんですけど、それは洗剤を使わんならまっすぐ水路に流してよかちゅうことになるとですね。よそもこんなふうですか。

#### 議長

はい、事務局お願いします。

#### 事務局

よその事例は正直わからないんですけども、今回の分については、5月に許可申請に当たって現地確認をした際に地元の委員さんのはうからこちらの申請地については北側に耕作されてある田んぼがございまして、南側の水路については特に農地等に接続していないことが確認されております。そのときに申請の段階で洗車とかをしないですよねという確認があつて、そのときには聞いてませんでしたので、聞いていないというふうにお答えをしていまして、今回変更が出たときに、洗車の話を確認したところ、基本、洗車は大きいトラックなので専用のちゃんとした場所でするのが基本だけれど、ちょっと簡易的に水で流す程度のことありますということだったので、地元の委員さんが気にされていたことをご説明したところ、申請に記載をなされたというところでございまして、○○委員が言われたようにその土地土地でどういうふうな利用がなされるかというのは事案事案でございますので、その排水についてどういうものだったらどこに接続するということは当方でははつきりお答えできなことです。

#### 議長

はい、○○委員、どうぞ。

#### 7番委員

そこそこで違うかわからんばってん、トラックとか自動車を洗ったりするときは油がけっこう流れると思うんですけど、そういうとはあんまり気にせんですかね、今までも。

**議長**

はい、事務局お願ひします。

**事務局**

申請者には油等も流さないと聞いてますので。

**議長**

はい、〇〇委員、どうぞ。

**7番委員**

一応流さんといいよるばってん、見よったらけっこう、自分たちの軽トラックでん洗うと全然油が流れんじやなかけんが、大きかならけっこうあると思いますけど、それも気を付けて見るべきじゃないでしょかね。修理工場とかは全部あれしてするでしょ。だけんそげんとも考えるべきじゃないでしょかね。

**事務局**

許可条件としてそのへんを含んだ形で、それを付した形で許可を与えると、記載してお願いしたいと思っております。

**7番委員**

いつでん、結論が出よったごと、近所の人がいうごと/or、そうせんと、〇〇は油が流れたのは〇〇〇〇とかなんとかに出しようところがあるでしょ。給食じやなか、売店とかあれですね。そういうところからてんなんでん、流れるけんが、ある程度気を付けとかんと、食料とかでん機械とかでん、けっこう流れよるときもあるけんが、その人たちは大雨の時に流したりしよるごたるですね。そいけん、なかなか見つけきらんけんが、用心しとくべきだと私は思います。

**議長**

はい、〇〇委員どうぞ。

**11番委員**

11番の〇〇でございますけど、要は大型のトレーラーとかトラック関係はたぶん洗車は大型専用の洗車機があると思うんですね。こういうところはスタンドなんかは今〇〇さんがおっしゃるとおり、油分離槽みたいなものを作つとります。3段階になって、水を流してしま。第1槽、第2槽、第3槽。これは屋外タンクでも全てそういう敷地内に設置するのが義務になっております。油を分離して水を流すというようなことだらうと思います。

ですから、トレーラーを置くとなりますと、やっぱり埃被つたりするけん、手前の窓のあ

たりに水をかけて洗ったりじゃなかろうかと思うんですけど、やっぱり心配は心配ですね。洗って油が流れる。

今後はそういうことも考えながら、敷地内も広うございましょうから、そういう方法もありますから、そういうふうにやつたらどうですかと、そういうこともひとこと付け加えたら今後のためにいいのかなと。

ところが基本的には洗車をするから分離槽を置いてくださいちゅう義務はないと思います。

屋外タンクとかそういうところには必ずございます。そういう分離槽が。

あるいは整備工場も先ほど○○さんが言われたとおりでございます。油使いますんで、そこにもぴしゃっとした分離槽を最終的には設けなさいとなつりますんで、そういうのもちやんとやつとると私は思っております。

以上です。

### 議長

よろしいですか。ほかにございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、承認することに賛成の皆さんのがんばりを求めてます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積等促進計画について、78件、206筆でございます。

議案第3号、番号1から番号78につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めてます。

### 事務局

それでは4ページから26ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積等促進計画につきましては、78件、206筆の申し出がございました。

農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理機構が定めることとなっておりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、市農業委員会より意見の聴取を行うものとすることから、今計画について御意見を伺うものでございます。

内訳につきましては、26 ページの農用地利用集積等促進計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

26 ページをお願いいたします。

1 の利用権設定の中の（1）地目別設定面積につきまして、地目「田」の設定面積は、記載のとおりでございまして、合計が 28 万 395 平方メートルとなっております。

次に、（2）の作物別設定面積について作物名「水稻」「その他」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で賃借権が 72 件、11 万 7,013 平方メートル、使用賃借権が 134 件、16 万 3,382 平方メートルとなっており、総合計が 206 件、28 万 395 平方メートルとなっております。

次に、3 の申請者の状況につきましては、貸人が 78 名、借入 8 名、申請枚数は 78 枚となっております。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第 3 号の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

なお、本件は、鳥栖市農業委員会会議規則第 17 条による簡易採決を行います。

議案第 3 号、番号 1 から番号 78 の計画について、御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

はい、御異議なしと認め、そのように決します。

それでは次に、報告第 1 号から報告第 3 号について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

それでは 27 ページをお願いいたします。

報告第 1 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、3 件、3 筆が提出され、市街化区域の農地であり、適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、28 ページから 29 ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、8件、18筆が提出され、市街化区域の農地であり、適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、30ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして、4件、9筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

#### 議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

そのほか、委員の皆さんから何かございませんか。

よろしいですか。

事務局のほうから何かありませんか。

それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和7年9月19日金曜日、午前9時30分より3階大会議室1で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_